

津市公正入札調査委員会設置要綱

平成18年1月1日訓第2号

改正 平成19年3月30日訓第48号
平成20年4月1日訓第26号
平成22年4月1日訓第24号
平成22年5月20日訓第38号
平成23年4月1日訓第22号

(設置)

第1条 本市における工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）の適正な執行を期し、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）に対する的確な対応を行うため、津市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の信ぴょう性の審議に関すること。
- (2) 事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会等への通報その他情報の提供があった場合の対応についての審議に関すること。
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には政策財務部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる委員に任命された職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長にも事故があるとき、又は副委員長も欠けたときは、市長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、情報に係る担当部課長又は関係職員に対し、説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議が開かれたときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓第48号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓第26号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓第24号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月20日訓第38号)

この訓は、平成22年5月20日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓第22号)

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第3条第3項第1号に規定する委員、総務部長
--